

男鹿市告示第84号

男鹿市おたふくかぜ予防接種費用助成事業実施要綱を次のように定める。

令和5年7月25日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市おたふくかぜ予防接種費用助成事業実施

(趣旨)

第1条 この告示は、市が実施するおたふくかぜ予防接種（以下「予防接種」という。）に要する費用の助成に関し、男鹿市補助金等交付規則（平成17年男鹿市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、市内に住所を有する者で、保護者が予防接種を希望する、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 接種日において1歳以上2歳未満の者
- (2) 小学校就学前1年間にある者

(公費負担額)

第3条 公費負担額は、接種費用の全額とする。

(公費負担回数)

第4条 公費負担回数は、第2条各号に規定する対象者につき1回を上限とす

る。

(実施方法)

第5条 本事業は、男鹿潟上南秋医師会との委託契約により、おたふくかぜ予防接種実施医療機関（以下「実施医療機関」という。）で実施する。

2 実施については、この告示に定めるもののほか、市と男鹿潟上南秋医師会との間で締結する「男鹿市おたふくかぜ予防接種業務委託契約書」によるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に該当する対象者には助成金を交付する。

(1) 服薬治療中の疾患又は障害があるため、かかりつけ医の医療機関で予防接種を行う必要がある者

(2) 令和5年4月1日以降におたふくかぜ予防接種を受け、市の助成を受けていない者

(費用の請求及び支払)

第6条 実施医療機関は、公費負担による被接種者数を1月ごとに集計し、翌月の10日までに予診票を添えて市長に請求するものとする。

2 市長は、実施医療機関から前項の請求があったときは、その内容を審査し、請求のあった日から30日以内に実施医療機関に支払うものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 第5条第3項の規定による助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、男鹿市おたふくかぜ予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に定める書類を添えて、接種した日の属する年度の末日までに市長に申請するものとする。

(1) 申請者及び被接種者の氏名、住所及び生年月日が確認できる書類の写し

(2) 振込希望先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し

(3) 接種費用の支払を証明する書類

(4) 接種記録が確認できる書類

(助成金の交付又は不交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、助成金の交付又は不交付の決定をし、男鹿市おたふくかぜ予防接種費用助成金交付決定通知書（様式第2号）又は男鹿市おたふくかぜ予防接種費用助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(助成金の交付方法)

第9条 助成金は、原則として口座振込による交付とする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、助成対象者が虚偽又は不正な申請により助成金を受けたときは、助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。